令 和 ８ 年 ５ 月
国　　税　　庁

# 「『国税徴収法基本通達』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

事業性融資の推進等に関する法律（令和６年法律第 52 号）附則（国税徴収法の一部改正）に伴う所要の整備及び令和６年度税制改正（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による国税徴収法の改正）等に伴い所要の整備等を行ったものです。